

令和6年度灯油(ミニローリー渡し)売買単価契約(第2四半期分)

引合仕様書

1. 概要

本件は、日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)核燃料サイクル工学研で使用する灯油をミニローリーにて納品するものである。

2. 品名

灯油 JIS第1号(持込渡し)

3. 購入単価

L (リットル)

4. 納入期間

令和6年7月1日～令和6年9月30日

5. 予定数量

ミニローリー 19,800L

※但し、数量は令和6年度(第2四半期分)発注予定数量であり、発注数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこと。

6. 発注方法

基本(単価)を締結し、これに基づき原子力機構がその都度発行する注文書により発注する。

7. 納期

原子力機構の指示日とする(但し、受注者への納入指示は納期の原則7日前に行う)。また、緊急の場合は24時間以内とする。なお、既に発注した数量及び納入場所を変更、取り消す場合もある。

8. 納入場所

原子力機構 核燃料サイクル工学研究所
環境技術開発センター 廃止措置技術部 環境保全課
焼却施設

原子力機構 核燃料サイクル工学研究所
プルトニウム燃料技術開発センター 環境プラント技術部 環境技術課 プルトニウム廃棄物処理開発施設建家 指定場所

原子力機構 核燃料サイクル工学研究所
再処理廃止措置技術開発センター 屋外タンク貯蔵所

9. 納入方法

(1) ミニローリー

原子力機構の指示する納入物に直接給油することとする。

(2) その他

納品における詳細についてはその都度、請求元担当者と調整し実施することとし、上記以外の納品方法が生じた場合は原子力機構と協議することとする。

10. 貸与品、支給品等

特になし

11. 性状及び SDS の提出

(1) 納入月初めに性状表を1部提出し、確認を得ること。なお、性状表には次の項目を入れること。

密度、色、引火点、蒸留性状、銅板腐食、臭気、煙点、硫黄分、ドクター試験、窒素分、総発熱量、真発熱量

(2) 各四半期の納入月初めに SDS を1部提出すること。また、初回提出後、契約締結中に SDS の記載事項に変更があった場合は、その都度提出すること。

12. 検収条件

納品の都度、納品書(灯油 JIS 第 1 号の記載)及び納入量の確認をもって検収とする。

13. 安全文化を醸成するための活動

受注者は、安全確保を最優先とした原子力安全の達成、維持、向上に向けた安全文化を醸成するための活動に協力し、法令等の遵守、ヒューマンエラーの発生防止などの安全活動に努め、製品品質を確実に確保すること。

14. 特記事項

(1) 受注者は、納入業務の実施にあたり、知り得た情報等を原子力機構の許可なく第三者に口外してはならない。

(2) 受注者は、納入業務にあたっては、次に示す関係法令及び所内規定を遵守するものとし、原子力機構が安全確保のため指示を行った場合は、その指示に従うものとする。

① 消防法

② 道路交通法

③ その他関係法令

(3) 受注者は、納入業務の実施にあたり、万一事故等が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、事故等の状況について原子力機構発注担当者

に報告するものとする。

- (4) 受注者は、本仕様書に記載されている事項及び記載なき事項について疑義が生じた場合は、速やかに原子力機構側と協議し、その決定に従うものとする。
- (5) 受注者は、本件における購買品の維持または運用に必要な技術情報がある場合は、それらの技術情報を提供すること。
- (6) メーカー自主検査時又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による工場等への立ち入りを求められた場合はこれに応じること。
- (7) 調達品受領時における調達要求事項への適合状況を記録した文書(JIS1 号灯油であることが確認できる納品伝票)を提出すること。

15. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出書類(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

16. その他

受注者は、本契約において対象となっている設備、物品の維持又は運用に必要な技術情報(保安に係わるものに限る。)の提供を行うものとする。

以 上